

令和6年1月26日

町 議 会 議 案

第 1 回
(臨 時)

鹿 追 町

議案第 1 号

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年1月26日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿追町手数料徴収条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法	1通につき	750円

	第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
5	戸籍法第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明	1通につき	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
6	戸籍法第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき	350円

」を

「

番号	手数料の種類	単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5	証明事項1件につき	350円

	項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付		
2の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項に同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項か	証明事項1件につき	450円

	ら第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付		
4の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
5	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
6	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1	350円

	120条の6第1項の規定に基づく 届書等情報の内容を表示したものを 閲覧に供する事務	件につき	
--	--	------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和 5 年度鹿追町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,262 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,171,949 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 26 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		754,996	39,366	794,362
	2. 国庫補助金	568,313	39,366	607,679
16. 道支出金		285,086	333	285,419
	2. 道補助金	181,711	333	182,044
18. 寄附金		152,610	1,000	153,610
	1. 寄附金	152,610	1,000	153,610
20. 繰越金		398,937	3,563	402,500
	1. 繰越金	398,937	3,563	402,500
歳入合計		8,127,687	44,262	8,171,949

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,426,771	42,282	2,469,053
	1. 総務管理費	2,384,296	42,282	2,426,578
3. 民生費		633,498	980	634,478
	2. 児童福祉費	143,648	980	144,628
6. 商工費		254,575	1,000	255,575
	1. 商工費	254,575	1,000	255,575
歳出合計		8,127,687	44,262	8,171,949

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	754,996	39,366	794,362
16. 道支出金	285,086	333	285,419
18. 寄附金	152,610	1,000	153,610
20. 繰越金	398,937	3,563	402,500
歳入合計	8,127,687	44,262	8,171,949

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,426,771	42,282	2,469,053	38,866			3,416
3. 民生費	633,498	980	634,478	833			147
6. 商工費	254,575	1,000	255,575			1,000	
歳出合計	8,127,687	44,262	8,171,949	39,699		1,000	3,563

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款15. 国庫支出金	754,996	39,366	794,362			
項 2. 国庫補助金	568,313	39,366	607,679			
目 1. 総務費国庫補助金	306,422	38,866	345,288	1. 総務管理費補助金	38,866	総務管理費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
目 2. 民生費国庫補助金	38,117	500	38,617	2. 児童福祉費補助金	500	子ども・子育て支援交付金 児童福祉費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
款16. 道支出金	285,086	333	285,419			
項 2. 道補助金	181,711	333	182,044			
目 2. 民生費道補助金	29,155	333	29,488	2. 児童福祉費補助金	333	子育て支援対策事業補助金
款18. 寄附金	152,610	1,000	153,610			
項 1. 寄附金	152,610	1,000	153,610			
目 5. 商工費寄附金	100	1,000	1,100			

					1,000	商工費寄附金	1,000
款20. 繰越金	398,937	3,563	402,500				
項 1. 繰越金	398,937	3,563	402,500				
目 1. 繰越金	398,937	3,563	402,500				
					3,563	前年度繰越金	3,563

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 2. 総務費	2,426,771	42,282	2,469,053	38,866		3,416				
項 1. 総務管理費	2,384,296	42,282	2,426,578	38,866		3,416				
目 18. 新型コロナウイルス対応地方創生重点事業費	108,299	42,282	150,581	38,866		3,416			その他報償費 25,625	
								7. 報償費	25,625	
								10. 需用費	621	
									消耗品費 161	
									印刷製本費 460	
								11. 役務費	1,406	
									郵便料・運送料 1,360	
									チラシ折込料 18	
									口座振替手数料 28	
								12. 委託料	322	
									その他委託料	
								18. 負担金補助及び交付金	14,308	
									北海道町村会負担金(電算関係) 308	
									負担金補助及び交付金 14,000	
									物価高騰対応重点支援給付金	
款 3. 民生費	633,498	980	634,478	833		147				
項 2. 児童福祉費	143,648	980	144,628	833		147				
目 1. 児童福祉施設費	14,066	980	15,046	814		166				

									10. 需用費	480	消耗品費	480
									17. 備品購入費	500	事務用機器購入費	500
目 3. こども園費	67,439	0	67,439	19		△	19				財源内訳補正	
款 6. 商工費	254,575	1,000	255,575		1,000							
項 1. 商工費	254,575	1,000	255,575		1,000							
目 2. 観光費	114,607	1,000	115,607		1,000				18. 負担金補助及び交付金	1,000	負担金補助及び交付金 然別湖コタン実行委員会活動補助金	1,000